

## 本書作成にあたって

奈良県では 1986 年に他の都道府県に先駆けて「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針」を策定しました。これを契機に県内の保幼小中高特別支援学校の全てに呼びかけて奈良県外国人教育研究会（以下、県外教）が、1991 年に発足し、様々な取り組みがなされてきました。以来、奈良県教育委員会（以下、県教委）は、県外教や様々な人権教育研究団体・NPO と連携し外国人教育を一層進めてきました。

指針が策定された当初は、在日韓国・朝鮮人（以下、在日コリアン）児童生徒の教育保障が主な課題でした。県内の多くの学校では、「豊かな文化との出会い」「本名（民族名）を呼び名のる」「確かな歴史認識を培う」、そして未来を切り開くための「進路保障」というテーマを中心に外国人教育が取り組まれるようになりました。

1990 年に出入国管理及び難民認定法が改定され日系人の移住が緩和されたことや、世界経済のグローバル化により、様々なルーツをもつ外国人が日本で暮すようになり、外国人教育の課題も多様になってきました。1980 年代までの日本の学校は日本語指導が必要な児童生徒を受け入れた経験は極めて少なく、受け入れに必要な体制や知識が不十分な状況でした。その後、外国人が集住している地域では先進的な取り組みが進み、文部科学省（以下、文科省）も受け入れを進めるための施策を打ち出しました。県教委においても、『外国人児童生徒指導資料』を作成、多言語の『学校生活ガイド』を発行、日本語教室の拡充、県外教等への委託事業を拡げてきました。

これらの日本語指導が必要な児童生徒を受け入れるための諸施策や、県の指導指針策定後の取り組みをふまえて、新たな指導資料としてこの冊子の作成を企画しました。

本書では日本語指導が必要な児童生徒だけでなく、日本語を第一言語にする在日外国人児童生徒や、日本国籍をもつ在日外国人児童生徒も含めて、様々なルーツをもつ全ての在日外国人児童生徒に対して教育を保障し、また、多文化共生を進めるための地域・学校づくりに役立つために作成しました。多くの人に本書を活用していただきたいと思います。

# 1 奈良県の外国人児童生徒の受け入れについての概要

## (1) 外国人児童生徒数の変化

法務省によると 2010 年末の外国人登録者数は 213 万 4151 人で、奈良県は 11304 人でした。10 年前の 2000 年末と比べて、全国で 44 万 7707 人、奈良県で 501 人の増加がみられています。

文科省が毎年実施している学校基本調査によると、2000 年以降の 10 年間は毎年約 8 万人の外国籍児童生徒が、日本の学校に在籍しています。奈良県での在籍数は、約 500 人です。

外国にルーツをもつ日本籍の児童生徒を含めると在日外国人児童生徒の在籍数はさらに増加します。県外教は、外国にルーツをもつ子どもたちを「新渡日」（日本生まれの在日コリアン以外の外国人児童生徒）の子どもたちと在日コリアンに分けて、県内の保幼小中高等学校を対象に在籍実態調査をしています。2011 年調査では、保育園所・幼稚園に 292 人、小学校に 691 人、中学校に 271 人、高校・特別支援学校に 289 人、合計 1543 人の児童生徒が、県内の学校園所に在籍しています（学校園所が把握している児童生徒数）。およそ 100 人に一人が外国にルーツがある児童生徒であるという状況です。

	保育園所・幼稚園	小学校	中学校	高・特別支援校	総数
「新渡日」	247	511	170	158	1086
在日コリアン	45	180	101	131	457
合計	292	691	271	289	1543

### ① 在籍把握の重要性

学校基本調査と県外教調査との外国人児童生徒数には、大きな違いがあります。それは、外国人児童生徒を国籍でみるか、ルーツでみるかという調査方法の違いです。県外教調査をみると、総数の約 30 % が外国籍で、残りの約 70 % が日本籍をもつ児童生徒であることがわかります。外国にルーツがあつて日本籍をもつのは、日本国籍を取得した場合、両親・祖父母の誰かが国際結婚した場合、海外から帰国した場合があります。しかし、日本での生活で抱える問題は、国籍だけによるものではありません。言語や文化、習慣や制度の違い等で、外国籍の児童生徒と同じように様々な問題が生じることがあります。

	在日コリアン		「新渡日」		小計	%
	保・幼・小・中	高・特別支援校	保・幼・小・中	高・特別支援校		
外国籍	110	78	184	67	439	28.5
重国籍	8	0	46	6	60	3.9
日本籍	175	50	615	79	919	59.6
無記入	33	3	83	6	125	8.1
合計	326	131	928	158	1543	100

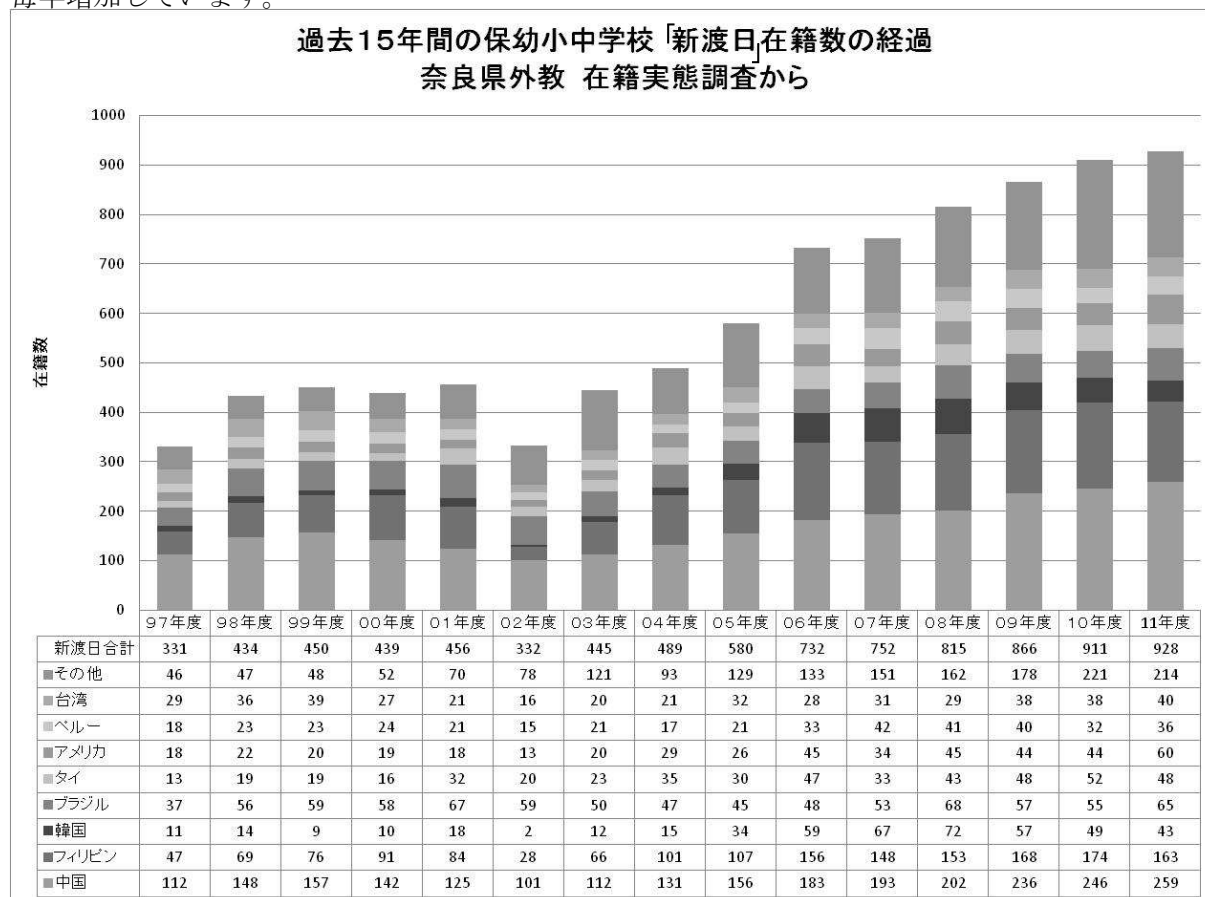
外国人登録者推計で、在日コリアンは、戦後 1990 年までは、70 万人近くで推移してきました。その後、在日コリアンと日本人との結婚が増えたことや(子どもは日本国籍をもつ)や、日本籍を取得する人が増え、2000 年末に 64 万人、2010 年末では約 57 万人まで減少しました。奈良県でも、

2000年に5960人であったのに対して、2010年には4333人となりました。児童生徒をみても、韓国・朝鮮籍に限定しなくても、県外教調査で、575人から326人に減少しています。日本籍をもてば、日本社会での在日コリアンへの差別と排外がなくなるということはありません。日本籍をもつ在日コリアン児童生徒への取り組みが今も必要な現状があります。学校現場で、日本籍在日コリアンの把握は、本人や家庭の申し出などで可能ですが、県外教調査でも年々把握数が減少しており、その把握は難しくなっていることが推測されます。懇談や家庭訪問等、さまざまな機会に把握ができた場合、学校全体としての理解へと進むような体制が必要です。在日コリアン以外の在日外国人の日本籍児童生徒についても同様です。

各校では、学校基本調査や県外教の調査も参考にしながら、在日外国人児童生徒の把握に努め、それらを教職員全体で共有していくことが大切です。

## ② 増加と多様化する在日外国人児童生徒数の推移

在日コリアンが微減していく中で、在日コリアン以外の在日外国人の児童生徒の在籍数は、ほぼ毎年増加しています。



県外教調査の保・幼・小・中ブロックでは、15年前の1997年度調査の331人に対して、2011年度には約3倍の928人に大きく増加しています。11年度に多かったルーツとなる国や地域は、中国、フィリピン、ブラジル、アメリカ、タイ、韓国、台湾、ペルーで、50を超える国や地域をルーツにもつ児童生徒が奈良県の学校園所に在籍しており、多様化しています。

## (2) 多文化共生の施策

日本社会は、単一民族国家ではありません。しかし、コリアンや台湾人等の在日外国人に同化と排外を強いてきた歴史があります(沖縄やアイヌ等の人々に対しても同様でした)。教育の分野でも、日本国憲法に明記されている教育を受ける権利は日本人が有している権利であり、外国人児童生徒は恩恵として日本の学校へ就学させていたという期間もありました(1953年文部省通達「朝鮮人の義務教育諸学校への就学について」によれば、「学令簿に記載する必要はないし、就学履行の督促という問題もなく、なお外国人を好意的に公立の義務教育学校に入学させた場合には義務教育無償の原則は適用されない」とあります)。しかし、国際人権規約や人種差別撤廃条約等の批准や、外国人教育の発展で、外国人児童生徒を取り巻く教育環境は徐々に改善していきました。

前項目で述べましたように、1990年代に入ってから、日本に住む外国人数が増加し、現在、日本の学校には多くの外国人児童生徒が学ぶようになりました。そしてこの20年間に、在日外国人児童生徒の教育に対する国や地方自治体の施策が進んできましたが、それらの変化や在日外国人児童生徒の増加が、速く大きかったこともあり、外国人教育に関わる施策や通達・通知は、受け入れ経験の少ない自治体や学校にまで周知徹底されていないのが現状です。

この項では、外国人児童生徒を受け入れる学校や教育委員会が知っておくべき施策・通達・通知について、概要を述べます。奈良県の諸施策を述べる前に、外国人児童生徒を受け入れるにあたって、政府の外国人児童生徒の教育を受ける権利保障についての変遷をみると、

1965年12月	「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する 日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について」(通達) <日韓協定により通達が出された。在日韓国人の保護者が希望し申請を出せば、授業料や教科書代は無償とし、他の在日コリアンも同等とする>
1979年8月	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)批准 <学齢期の子どもをもつ在日外国人の保護者には義務はないが希望すれば、日本人と同等の義務教育を無償で受ける権利を保障する。>
1991年1月	「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する 日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について」(通知) <日韓覚書により通知が出された。学齢期の子どもをもつ全ての在日韓国人保護者に就学案内を出して、希望者が義務教育諸学校に就学することを逸しないようにする。課外において民族教育を認める。小学校を卒業していない外国人の子どもも、学齢相当の中学校に就学することができる。他の外国人も同様とする。>

これらのように、国は1991年に、全ての外国人児童生徒に義務教育を保障しました。ここでいう保障とは、学齢期にある全ての在日外国人の児童生徒をもつ保護者は、子どもを就学させる義務はありませんが、子どもは義務教育諸学校で教育を受ける権利が有り、行政は就学の機会を逸しな

いように保護者に就学案内を出さねばならないということです。

具体的に教育を保障するために、文科省が出している主な通知として、

1997年 12月	「高等学校における転入学者等の受入れの一層の改善について(通知)」
2006年 6月	「外国人児童生徒教育の充実について(通知)」
2009年 3月	「定住外国人の子どもに対する緊急支援について(通知)」

などがあげられます。この内、日本語指導が必要な児童生徒の就学保障については、2006年に「外国人児童生徒教育の充実について(通知)」の中で、多言語の就学案内や就学ガイドブックの作成・配布、通学区域制度運営の弾力化、外国人関係行政機関との連携等を促進させるように通知しました。さらに2009年の通知では、各地で実施されていた受け入れ学年の弾力化についても、明記されました。高校教育の保障については、中学から高校への進学を促す措置入試については、ほとんどの都道府県で実施されてきましたが、高校段階で渡日してくる生徒に対しても1997年の通知で、全ての高等学校が転編入学試験の実施を義務付けられました。

#### ① 外国人教育推進について県の諸計画

県では、以下のような指針や推進プラン等を策定して、外国人教育の推進や外国人児童生徒の受け入れを進めてきました。

1986年 6月	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)児童生徒に関する指導指針
	1. 在日外国人の児童生徒が我が国の学校に在学している歴史的経緯を正しく認識させ、在日外国人に対する偏見や差別をなくすことに努める。
	2. 在日外国人の児童生徒が偏見や差別にうちかち、強く生きぬく力を養うよう指導に努める。
	3. すべての児童生徒に、互いの国の生活や文化などについて正しく理解させ、共に学び、共に育つ集団の育成に努める。
	4. 在日外国人の児童生徒の学力の向上と進路指導の強化に努める。
	5. 在日外国人の児童生徒に関する指導を一層深めるために、指導力の向上に努める。
1997年 3月	奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例
2001年 3月	「人権教育推進プラン」(学校教育編)
2002年 3月	「人権教育推進プラン」(社会教育編)
2004年 3月	「奈良県人権施策に関する基本計画」
2008年 2月	「人権教育の推進についての基本方針」

これらの計画に基づいて、各市町村への就学手続きについての依頼や、日本語指導者・通訳者の配置や派遣、県立高校入試での特例措置など様々な施策を実施してきました。「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)児童生徒に関する指導指針」の徹底を図るため、毎年教育講演会を開催しています。さらに、多言語の就学案内の例文や『学校生活ガイド』等を作成し、必要に応じて学校等に配布しています。以下、主なものを紹介します。

## ② 外国人教育推進と外国人児童生徒受け入れのための諸施策

### a 就学手続き

就学年齢のすべての子どもは、国籍・在留資格に関わらず、在住する市町村立の公立学校への就学が保障されています。就学までの主な手続きは以下のようです。

最初に、義務教育諸学校への新入学に関わる就学手続きについて説明します。各市町村教育委員会(以下、各地教委)は、住民基本台帳に基づいて学齢簿を作成します。学校教育法施行令には、住民基本台帳に記載されていなくとも、在住するものを学齢簿に記載することを義務付けています。学齢簿は、入学する前の年の10月末日までに編成し、就学予定者名簿として各校に送られます。学齢簿にそって、就学時健診が11月30日までに実施され、入学する学校が決めます。また、日本人の各家庭には就学通知が送られます。これら一連の就学手続きで、外国籍の児童生徒への対応について、県教委は定期的に、各地教委に以下のような指示(通知)文を出しています。

- 1 学校教育法施行令第1条により編製する学齢簿に記載する在日外国人の就学予定者及びその保護者の氏名等については、原則として外国人登録原票の記載に基づくこと。
- 2 就学予定者に相当する年齢の在日外国人の保護者に対しては、公立義務教育諸学校への入学の希望を確認するため、入学に関する事項を記載した就学案内を行うこと。その際、保護者の母国語によって案内することが望ましいこと。(別添資料あり)
- 3 上記2の就学案内、学校教育法施行令第5条第1項・第2項による在日外国人の就学予定者の保護者に対する就学通知及び同法施行令第7条により就学させるべき学校の校長に対する通知に記載する当該児童生徒の氏名等は、原則として学齢簿の記載に基づくこと。
- 4 指導要録の氏名の記載については、原則として学齢簿の記載に基づくこと。また、卒業証書への氏名の記載については、指導要録に基づいて作成される卒業証書台帳の記載によること。
- 5 各学校における当該児童生徒の氏名称等については、本人及び保護者と十分連携し画一的に取り扱うことのないよう配慮すること。

就学手続きは、外国人児童生徒を受け入れる上で、最初の取り組みとなり重要です。この手続きを通して、学校は外国人の子どもを把握し、入学後の名前や支援体制について保護者と相談できるようになります。県内の市町村の中には、就学案内を出すと同時に、日本語ができない保護者に対しては、通訳をつけて入学についての説明をしている所もあります。県内では、ほとんどの市町村で、新入学時には、就学案内が出されています。右記の就学案内は、県内の

＜民族名(本名)就学を薦める就学案内の文例＞

お子さんの入学にあたって

さて、あなたのお子さんは来年4月から小学校に入学する年齢とされますので、〇〇市の小学校に入学されるにあたって、就学時健康診断のお知らせをいたします。

〇〇市教育委員会では、「外国人教育指針」を基本に一人一人を大切にする教育を進めており、本名を名乗ることによっておこる偏見や差別を許さない教育の指導に努めております。お子さんの就学については、本名で就学されることを願っています。

一つの例ですが、民族名(本名)就学を呼び掛けた文面が、記載されています。今後の課題は就学案内を多言語で作成・配布化することです。文科省の就学ガイドブックには8言語の例文がありますので参考にしてください。

(注：2012年7月に、改定された出入国及び難民認定法・入管特例法・住民基本台帳法が施行され、外登法が廃止されます。それに伴い、外国人登録原票及び登録原票記載事項証明はなくなり、外国人は、住民住民基本台帳に統合され、外国人住民票が発行されます。その際、氏名欄は民族名(本名)、生年月日は西暦が使用されます。)



次に、転編入学の児童生徒の就学手続きについて説明します。各市町村に転入してくる外国人の中には、日本の学校制度について理解していなかったり、日本語ができなかったりして、手続きができない場合があります。このため、不就学児童生徒が発生することも日本各地で起こっています。各地教委は転入手続きを担当する市民課・住民課等の担当窓口との連携をすすめ、スムーズに転編入学ができる制度をつくることが求められています。転入窓口で就学年齢の子どもが確認できた場合は、職員が教育委員会の窓口まで案内したり、多言語で作成した転編入学手続きの就学案内を配布したりして、不就学に陥らないような取り組みが必要です。転編入学での就学案内には、日本の学校制度や就学支援制度などの簡単な説明を併記することも必要です。

## b 在日外国人保護者のための多言語『学校生活ガイド』(多言語)

県教委作成の『学校生活ガイド』は、主に保護者のみなさんに、義務教育諸学校の学校生活の様子について案内しています。

日本語版に準じて、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語で翻訳しています。中国語は、簡体字を用いています。どの言語でも、同じページ番号をつけていますので、対比しながらお使いください。

学校でよく使う案内・通知文についても例示していますので、該当のページに必要な日付や数字を書き加えた上で、各学校で配布される文書と対応させながらお使いください。

『学校生活ガイド』は、人権・社会教育課のホームページから、ダウンロードすることができます。各地教委窓口は、該当

の保護者が転入した時には、必ず配布していただきたいと思います。また、各校では、保護者が『学校生活ガイド』を読んでいることを確認し、ガイドの3「案内・通知文」、4「健康関係」の例文を使用していただければと思います。(35・80ページ参照)

### 『学校生活ガイド』の内容

1. 利用のしかた
2. 学校教育について
  - (1) 日本の学校教育について
  - (2) 就学手続き
  - (3) 学校生活について
  - (4) 教育相談について
3. 案内・通知文
4. 健康関係

### c 日本語指導者等の配置について

奈良県の義務教育諸学校・高校等には、毎年 60～80 人の日本語指導の必要な児童生徒が在籍しています。日本語指導が必要な児童生徒を対象にして、日本語指導者を配置しています。

県教委が配置している日本語指導者には、帰国・外国人日本語対策指導教員(以下、巡回日本語指導教員)と帰国・外国人日本語対策非常勤講師(以下、初期対応日本語指導員)の 2 種があります。

巡回日本語指導教員は現在 3 名います。日本語指導が必要な生徒が多数在籍している学校に常勤で配置され、所属校を中心に、複数の学校を巡回して、日本語指導が必要な児童生徒を担当します。配置については県教委教職員課が年度末に日本語指導が必要な児童生徒数を調べ、次年度の配置校を決めています。

初期対応日本語指導員は、日本語指導が必要な児童生徒がいる場合に、学校長が各地教委を通じて、県の教職員課に配置を要請することができます。日本語指導が必要な児童生徒が、入学・転編入学した直後(年度の途中で可)に、申請することができます。初期対応日本語指導員は非常勤で、2 年間を限度に、週あたり 2 日、2 時間ずつ合計 4 時間を配置しています。日本語指導が必要な児童生徒が複数在籍している場合は、一日 3 時間の 2 日間で週あたり 6 時間の配置になります。日本語指導が必要な児童生徒であるかどうかは、児童生徒の学校生活の中で、判断し学校長が申請し、日常生活言語ができていても、学習に差しさわりがある場合も、対象児童生徒と認められます。また、日本人であっても、日本生まれであっても、日本語の習得度が障壁となって、学校生活や学習に支障があれば、対象児童生徒だと判断されます。

日本語指導が必要と判断された場合は、学校と児童生徒や保護者との日本語によるコミュニケーションが困難なケースが多いため、また、通訳配置が困難なため、学校としては、児童生徒の母語を話せる指導員が求められるようです。県としては、学校の要望にできる限り応えるために、関係の NPO に協力を求めたり、学校の関係者を採用したりして、柔軟な採用を志向しています。

県の初期対応日本語指導員の配置は原則として 2 年間ですが、現実的には、日本語指導が必要な児童生徒が 2 年間で教科学習を十分に受けるだけの日本語能力を得ることは極めて困難です。そのため、市町村の中には、独自の措置として、さらに 1 年間の継続配置を実施している所もあります。初期対応日本語指導員の役割については 26 ページを参照してください。

県は日本語指導が必要な生徒を受け入れるためのモデル事業として、2009 年度から 3 年間に渡って「在日外国人児童生徒のための初期対応支援事業」を実施しました。初期の 3 カ月程度の期間に集中して初期対応通訳支援員と多文化共生教育コーディネーターを派遣して、学校への適応と日本語の習得を効率よく進めようという取り組みでした。初期対応日本語指導員の配置と合わせると、ほぼ毎日、母語を話せる人(以下、母語話者)が児童生徒を支援する状況ができました。この事業の対象になった児童生徒の学校への適応が円滑にすすみました。今後は、このような取り組みが各市町村で実施されることが期待されます。(71 ページ参照)。

また、県教委が県外教に委託し「日本語指導研修会」を毎年 2 回開催しています。対象は、日本語指導に関わっている教員だけでなく、学級担任も含めています。先進地から講師を招いての研修



会や、文科省が提唱しているJSLカリキュラムについての研修などと、参加者間の情報交換を実施しています。また、この研修会では公開授業も実施してきました。非常勤の初期対応日本語指導員の参加も呼びかけています。案内は、県外教を通じて行っています。

#### d 帰国生徒等特例措置

奈良県の県立高校では、1990年度入試から、「奈良県立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置」を実施してきました。1998年度入試より、渡日3年以内の外国人生徒を応募資格に加え、2007年度入試より、「原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの」と受け入れ枠を拡大しました。

現在は、高取国際高校・二階堂高校・法隆寺国際高校で定員外に「若干名」の枠が設けられ、3校合わせて例年、10名程度の帰国生徒等がこの特例措置で入学しています。

#### 2012年度入試の実施要項の概要

##### 応募資格

特色選抜要項1 応募資格に定める資格を有する者で、かつ、次のアからウまでのいずれかに該当するもの。

- ア 保護者の海外勤務に伴う外国での在住期間が、帰国時からさかのぼり継続して2年以上の者で、平成23年1月1日以降に帰国したもの
- イ 中国等引揚者等で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの
- ウ 外国人生徒で、原則として小学校第4学年以上の学年に編入学したもの

##### 検査内容

- (1) 検査は、平成24年2月22日(水)に、出願した高等学校で実施します。  
なお、日程等の詳細については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。
- (2) 検査は、数学及び英語の学力検査(各40点満点)、作文(40点満点)並びに面接を実施します。
- (3) 学力検査は、奈良県教育委員会が作成した特色選抜の学力検査問題を使用して実施します。
- (4) 英語の学力検査には、聞き取り検査を含みます。
- (5) 作文の検査問題は、奈良県教育委員会が作成します。
- (6) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

渡日して間がなく、学習言語としての日本語能力が不十分な外国人の子どもたちの多くが、この制度によって高校での学習権を保障されてきました。詳細については毎年9月ごろ発表する要項や、9月下旬頃に開催する「在日外国人中学生と保護者のための高校進学説明会」を参考にしてください。この説明会は、特例措置などの高校入試制度だけでなく、日本の学校制度や高校での生活などについて、外国人生徒や保護者に周知できるよう、県教委が県外教に委託して、毎年実施しています。この会の案内文は学校を通して配布されていますので、対象の生徒・保護者に必ず渡るようにお願いします。なお、検査問題は、県の情報窓口で取り寄せることができます。県教委学校教育課

のホームページからダウンロードすることもできます。

特例措置実施3校への支援措置として、常勤や非常勤の教員を加配しています。当該校では、取り出しや少人数での授業を数多く実施したり、在日外国人の居場所づくりの取り組みなどをしています。76ページを参照してください。

#### e 母語通訳者派遣事業

日本語指導が必要な児童生徒だけでなく、日本語指導が必要でないと判断された児童生徒の保護者の中にも、学校から配られる日本語での学校文書や日本語による説明を理解できない場合があります。児童生徒が通訳をすることで意思疎通を図る場合もありますが、生活指導や進路指導など、保護者との直接の話し合いが不可欠な場合もあります。また、保護者に心配をかけまいとする児童生徒の心理的負担も無視できません。県外教調査で、こういった問題が多数生じていることが判明してきました。

県教委では、2008年度より県立学校において、母語通訳者派遣事業を実施しています。この制度は、文書の翻訳・三者懇談や家庭訪問での通訳に要した旅費や通訳・翻訳料を県が負担するものです。「母語通訳者派遣事業経費予算配分要望調書」(55～56ページの様式1・2を参照)に記入し、上半期・下半期に分けて県教委人権・社会教育課へ提出してください。

市町村は、単独予算を組んだり、国の各種交付金を活用するなどの工夫をしている所もありますので、各地教委にお問い合わせください。

日本語指導が必要な児童生徒への対応や、その在籍校に配置されている初期対応日本語指導員や巡回日本語指導教員については26ページを参照してください。

#### f その他の事業

##### ○日本語指導資料の作成・配布事業

人権・社会教育課は、学校での日常生活に順応し、日本語での教科学習に対応できるよう、各言語でテキストを作成し必要な学校に配布しています。

##### ○在住外国人相談事業

国際観光課は、シルクロード博記念国際交流財団に委託し、窓口において生活に必要な各種情報の提供と専門相談機関の紹介などを多言語(英語・中国語・ポルトガル語)で行っています。

##### ○外国文化紹介出前講座開催事業

国際観光課は、シルクロード博記念国際交流財団に委託し、国際交流員や留学生等が国際交流や多文化理解に関するイベント講師に出向き、外国文化の紹介を行う。

##### ○在住外国人向け多言語情報提供事業

国際観光課は、シルクロード博記念国際交流財団に委託し、在住外国人にとってニーズの高い生活に関わる基本的な情報をホームページ上で多言語(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ハンガル)により提供するとともに窓口において生活に必要な各種情報の提供と専門相談機関の紹介などを多言語(英語・中国語・ポルトガル語)で行っています。

## 2. 外国人児童生徒への指導

外国人児童生徒の教育保障には、当該児童生徒への支援をはじめ、日本人児童生徒への指導、人権尊重についての全教職員の共通理解が必要です。取り組みの具体的項目について、①アイデンティティの保障、②出会いの場の保障、③進路学力保障、④多文化共生の学校づくり、⑤在留資格と法的手続きへの支援に分けて説明します。

### ①アイデンティティの保障

#### ◆民族名(本名)とアイデンティティ

「名前は人格権である」と言われますが、民族名(本名)で生活している外国人児童生徒(日本国籍も含む)が多数います。在日コリアンの場合は2割に過ぎません(県外教調査)。日本名(通名)の選択は、最終的には本人や家族の意志によるものではありませんが、その背景に「差別に対する恐れ」があるなら、それは「自由な選択」とは言えません。「ルーツを隠している」という負い目を持ったまま友人関係を築くことは、自尊感情や自我の発達に影響を与え、苦痛や不安をもたらします。また、日本人児童生徒にとっても多文化共生社会形成への機会を失うこととなります。この視点は、民族名(本名)で生活する外国人児童生徒の自尊感情を守る取り組みの大切さにもつながる重要なポイントです。

民族名(本名)を無理に名のらせるのではなく、自信と誇りをもって民族名(本名)を名のれるようななかまづくりが大切です。「民族名(本名)を呼び名のる」取り組みは、「違いを豊かさとして受けとめあう」取り組みであり、すべての子どもたちに安心や自信を与え、本当のなかまづくりをしていくことにつながります。子どもたちが民族名(本名)を名のり、民族的ルーツを明らかにしようと思えるクラスづくり、学校づくり、保護者との連携をより確かなものにしていく営みが求められています。

児童生徒の家庭的・社会的背景をふまえることが教育活動の基本です。外国人児童生徒の民族的ルーツに触れるのを避けることは、当該児童生徒のアイデンティティ形成を阻害することになりかねません。プライバシーとの兼ね合いで、外国人児童生徒の民族的ルーツと向き合うことを避けるようなことがあってはいけません。ただし、本人自身が外国籍であることを保護者から知らされていない場合もあり、家庭や出身校等との連携をはかり、様々な事情への配慮をすることが大切です。

まず、転編入学する児童生徒に外国人児童生徒(日本国籍も含む)がいるかどうかを確認し、当該児童生徒に民族名(本名)入学の意志があるかどうかを確かめる必要があります。単に、民族名(本名)を名のるかどうかということだけでなく、本人や保護者の思いを十分に受けとめる必要があります。本人や保護者が意志決定をするためには十分な時間が必要ですので、日数的余裕をもって働きかけてください。特に新入生の場合は、春休みの早い段階からの取り組みが必要です。また、本人の意志を最大限支える学校の体制づくり、教職員の共通理解も重要です。

次に、転編入学後のなるべく早い時期に当該児童生徒との個別面談を実施し、本人や保護者の不安や願いを受けとめ、民族的ルーツに係わる相談も安心してできる信頼関係を築く必要があります。また、

校外外の外国人児童生徒との出会い(15ページ参照)につなげる働きかけも大切です。さらに、16歳での外国人登録(在留資格更新、19ページ参照)や国籍確認が必要な奨学金申請などに備えて、当該児童生徒の在留資格や生年月日を確認しておくことも必要です。

学校として、個人面談のあり方や面談で得た配慮すべき事項を教職員で共通理解することも大切です。資料として、「外国人児童生徒個人カード」や「外国人児童生徒の保護者に対する聞き取り調査項目例」を掲載しています(53～54ページ参照)。県外教の在籍数調査なども面談内容の参考となります。

外国人児童生徒の保護者との面談も大切です。保護者の願いを受けとめることは教育の基本ですが、在日外国人児童生徒の場合は、民族的ルーツに関する自覚や理解がどのような状態なのか、外国人保護者であるが故の願いや不安はどのようなものなのか、学校の在日外国人教育に対する期待や理解はどうかといったことを、特にていねいに話し合う必要があります。通訳が必要な保護者への対応は、12ページを参照してください。

進学や就職に際して作成される調査書(内申書)は、指導要録を元に書きますので、外国籍児童生徒の場合、民族名(本名)記載が原則です。受験や就職に不利になるから民族名(本名)は伏せておこうという考え方は、民族差別を温存・助長することにつながります。就職や進学に先立ち、奈良県中学校教科等研究会進路指導部会や奈良県高等学校等進路指導研究協議会からの申し入れや職業安定所(ハローワーク)からの行政指導もありますので、必ず民族名(本名)記載をしてください。

また、在日外国人児童生徒に対しても、卒業証書への元号記載を強要してはいけません。卒業証書の名前については民族名(本名)が原則ですが、並記がいいのか、卒業証書を2枚用意するのがいいのかなど、本人や保護者とよく相談して丁寧に決めてください。

卒業式での呼名についても、本人の意志を尊重し、民族名(本名)を希望する生徒の尊厳を最大限守る形で実施してください。その際、母語での発音に近づけるよう努力していただきたいものです。

#### ◆国籍とアイデンティティ

外国籍であることは何ら恥じることではないのに、そのことで辛い思いをさせられている児童生徒がいます。友人に知られたらどうなるだろうかと不安を感じたり、民族的ルーツを隠している自分は友人を裏切っているのだと自分を責める場合もあります。「なぜ外国籍に生んだのだ」と親を責めることもあります。外国籍児童生徒が、自らの民族的ルーツを肯定的に受けとめられるように、当該児童生徒はもちろん、すべての児童生徒に対する取り組みが必要です。

日本国籍の児童生徒にはそのような悩みがないとはいえません。むしろ日本国籍であるがゆえに民族的ルーツに人知れず悩み、アイデンティティ確立に苦しむ場合があります。法手続上は日本国籍であったとしても民族的ルーツに変わりはありません。教育現場で大切にすべきは、児童生徒の人権であり、民族的ルーツを豊かに受けとめ、未来への展望を持たせることと、そのための環境づくりです。

民族的ルーツに関わる学校からの教育的関わり・働きかけについて、歓迎し協力してくださる外国人児童生徒の保護者もいますが、保護者自身の学生時代の辛い体験から、避けようとしたり、不

信感をもたれている場合もあります。「日本国籍を取得(「帰化」)／申請している」「民族について特に意識していない」「民族教育は家庭でします」という理由をあげて学校や教員の真剣さを問う場合もあります。目の前の子どもを大切にするという大原則に沿った取り組みを、児童生徒や保護者と向き合う中から、創りだしていきましょう。

複数の民族的ルーツをもつ人を「ハーフ」と呼ばずに「ダブル」と呼んでいます。「民族的に不十分な存在」ではなく「複数の民族文化をそれぞれに十分に受け継ぐ存在」であるという意識を持ってほしいという願いからです。ダブルの児童生徒のアイデンティティ確立についても、家族の思いを十分に受けとめ、児童生徒の豊かな民族的自覚を育む取り組みにつなげましょう。特に、日本人と外国人の両親のもとに生まれた子どもについては、両親のどちらか(とりわけ日本以外の民族的ルーツ)を否定的にとらえることのないような関わりが求められます。

#### ◆母語(継承語)・母文化とアイデンティティ

民族的ルーツに基づく言語を母語といいます。日本語を主として育った外国人の子どもにとっては、日本語が母語という見方もできるため、継承語と呼ぶ場合もあります。母語(継承語)保障は民族的アイデンティティ確立において重要なポイントとなります。特に「新渡日」児童生徒の場合、母語(継承語)の保持・伸長はアイデンティティ確立のみならず、日本語能力習得、保護者との会話や信頼関係の醸成にも大きな効果があります。母語による表現は心身の発達に大切な役割を果たします。母文化を受け継ぐ基本としての母語の習得は進路実現にも役立つ側面があり、進学や職業選択の可能性を広げる働きもあります。

言語のみならず、広く民族文化の習得と表現を保障する教育環境の整備も必要です。ハンゲル講座や民族舞踊に取り組む学校もありますし、県内外に母語・母文化保障に関する様々な活動があります。奈良県の活動については、83ページを参照してください。

人権作文への取り組みも外国人児童生徒のアイデンティティ確立に有意義な取り組みです。外国人児童生徒が思いを綴る作文学習は、民族的ルーツや家族との関係をとらえ直し、日本語能力をきたえるとともに、その作品は、外国人児童生徒はもちろん、日本人児童生徒の多文化共生への学習教材としても活用することができます。

## ②出会いの場の保障

奈良県内においては、在日外国人が各地に点在しており、さらに日本名(通名)を使わざるをえない状況もあいまって、外国人児童生徒同士が出会うことが難しい状況があります。親戚以外の同胞と出会ったことがないという外国人児童生徒も少なくありません。豊かな民族意識を育み、相談相手やロールモデルを得るためには、同世代や若い世代の同胞、在日外国人の先輩との出会いが重要な役割を果たします。校内において、複数の外国人児童生徒がいる場合、日常的に接することができる貴重な仲間との出会いの機会が持てるような取り組みが必要です。民族的ルーツに関することも含めて安心して話し合える友人が校内にいるということは、自信と勇気を得るきわめて重要な機会となります。

校内に外国人児童生徒同士が会う場が設定できなくても、民族団体や外国人保護者の会などが主催する交流会等が出会いの場となりえます。また、外国人の子どもが親族以外の同胞や他の外国人の子どもたちと出会える場、語り合える場として、県外教の「なら国際こどもフォーラム」や「在日外国人生徒交流会」が重要な役割を担っています。また、全国在日外国人教育研究協議会(全外教)主催の全国在日外国人生徒交流会も毎年開催され、全国規模で多数の外国人高校生たちがつながり合う貴重な場となっています。

県外教の在日外国人生徒交流会に参加していたことを綴った作文を掲載しますので、参考にしてください。

### 交流会と私

京都外国語大学 韓暁娟(ハンスウジェン)

私は小学校6年生のとき、中国から日本に来た。日本語はまったく分からなかった。「あいいうえお」から学んだ。中国にいたとき、学校の成績は1位とは言えないが、いつも上の方でした。日本に来てから成績は一気に下がった。テストで0点を取ったことがなかった私は、0点を取るようになった。言葉は通じないし、友達もいなかった。

日本の小学校に初めて入るときは新鮮な気持ちでいっぱいであった。クラスのみんなに囲まれて、いろいろなことを聞かれた。私は、まるで有名人になったようであった。みんなが何を言っているのか私にはさっぱり分からなかった。でも、とても幸せだった。その幸せは、長く続かなかった。最初は有名人みたいに囲まれていたが、だんだんと言葉が通じないという理由で、みんなは私から離れるようになった。学校で、私は一人になった。友達もいない。いつも、一人でぼうっと教室の中で座っていた。単なる教室のおきものようであった。孤独だった。

そして、クラスの子から、イジメを受けるようになった。はじめは、ずっと我慢をしていた。そのイジメはだんだんと広まっていった。私の我慢にも限界があった。相手が私の悪口を言うと、私の日本語では言い返すことができなかったのもので、暴力で返した。いつのまにか、私は“暴力”ということしか頭の中に出てこなかった。

そんな中で、私を救ってくれたのは、「交流会」だった。今日、私たちの生活の中では「～交流会」のチラシなどがよく目に入る。しかし、私が出会った「交流会」は私にとって特別なものであった。外国の方がたくさんいるもので、今まで、学校や普段の生活の中で辛い経験をした人達の集まりであった。同じ経験を持つ人がたくさんいる。辛い経験を語る時、一緒に泣いてくれ、笑うときも一緒に笑ってくれる。私は彼ら(彼女ら)の前では、自分を偽ることがまったくなかった。みんなは、ありのままの私を受け入れてくれた。「交流会」の仲間が、暗い闇の中から私を救ってくれた。もし「交流会」でこれらの仲間や私たちを支えてくれた先生方に出会えなかったら、自分はどうなっていたか想像もできない。今みたいに、強くなれなかったし、毎日楽しく過ごせることもできなかつたろう。

「交流会」との出会いは、私にとって一生の宝である。そして、ずっと私を支えてくれた、仲間、先生に言いたい。「みんな、ありがとうね。今、私はとても幸せだよ。」

### ③進路・学力保障

#### ◆在日外国人中学生と保護者のための高校進学説明会

外国から来日して中学校に在籍している生徒やその保護者は、日本の高校生活や入試制度のことをよく知らずに、困っているケースが少なくありません。そこで外国人中学生や保護者等を対象とした「在日外国人中学生と保護者のための高校進学説明会」が、県の委託事業として県外教によって毎年開催されています。

この説明会には、高校教員も参加しており、それぞれの高校での生活や、卒業後の進路等についての相談も行っています。現役の外国人高校生による体験談もあり、日本の高校をより身近に感じることができます。

来日してまだ日が浅く日本語理解が十分でない中学生や保護者のために、多言語版の「高校進学ガイドブック」を用い、通訳者にも協力していただいていますので、参加者と説明者との間の質疑応答もスムーズに行うことができ、安心して進路の相談ができます。11ページで紹介されている高校入試における帰国生徒等特例措置についても、この説明会で詳しく知ることができます。

#### ◆在日外国人高校生のための就職・進学セミナー

外国人高校生に対しては、就職・進学に関するガイダンスをするため、「在日外国人高校生のための就職・進学セミナー」が、県の委託事業として県外教によって毎年開催されています。

このセミナーでは、行政や企業等の関係者、大学等関係者を招き、外国人高校生が将来的な見通しをもって進路選択ができるように情報を提供しています。

また、大学・大学院や専門学校に進んだ先輩、民族名(本名)で仕事をしている先輩たちの体験談もあります。身近な感覚で語られる話は聞く側にも共感できるもので、参加した外国人高校生にとって、就職や進学について多くのことを知り、民族的ルーツをどのように受けとめて、進路を実現していくのかといったことを深く学ぶ場となっています。

#### ◆奨学金

公的な奨学金には、日本育英会奨学金や奈良県高等学校等奨学金等があります。民間にも、奈良県高等学校総合文化研究所奨学金、公益信託カトリックマリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金、財団法人公文国際奨学財団をはじめ、国籍条項がないことを明記した奨学金制度が各種あります。また、財団法人朝鮮奨学会奨学金、財団法人韓国教育財団奨学金、財団法人中国残留孤児援護基金、山崎豊子文化財団中国帰国子女高等学校等奨学助成、三井物産在日ブラジル人児童生徒向け奨学金、さぼうと 21 坪井一郎・仁子学生支援プログラムなど、在日外国人を対象にした奨学金制度も各種あります。こうした奨学金制度についての情報を収集し、外国人児童生徒に情報提供をしていくことが大切です。民族団体の奨学金制度には、同胞との出会いや交流といった事業への案内があるものもあり、単に経済的支援というだけではない大きな意義があります。

#### ◆卒業生とのつながり

進路保障の取り組みとして、在日外国人児童生徒との卒業後のつながりも大切です。民族名(本名)で学校に通っていた児童生徒が進学後も民族名(本名)を使っているだろうか、苦手な教科でつまづいていないだろうか等、進学した学校との連携をとることも大切です。また、卒業後の外国人登録切替の際には子どもたちは一人で入国管理局や市町村役場に出向くことになります。「外国籍ということで、なぜこんな手続きが必要なのか」「なぜ自分は外国籍なのか」ということを、深く考える機会は、随時訪れます。自動車の運転免許証を取得して国籍を意識するようになった、結婚が現実味をもってきて初めて民族的ルーツについて考えるようになったという卒業生もいます。残念ながら、差別事象にぶつかり、思い悩む卒業生もいるでしょう。そんなときに、家族親族とともに、学生時代の外国人の友人や、親身になって話を聞いてくれた教員もまた頼りになります。さらに、卒業生が子どもを持ち、子育てをする中で、国籍や民族について、自分の子どもにどのように伝えていくか、どのように出会わせていくかということも、悩みの種となります。そんな卒業生とのつながりは、卒業生はもとより、教員にとっても後輩である中高生にとっても貴重なものとなります。

#### ④多文化共生の学校づくり

##### ◆人権学習・総合的な学習の時間

県教委が策定した「人権教育推進プラン(学校教育編)」(2001年)にも、在日外国人の人権問題について学ぶことを明記し、「人権教育の推進についての基本方針」(2008)には「様々な人々や文化との出会いを大切にし、開かれた対話と交流を通して積極的に相互理解を図ろうとする態度をはぐくむこと」(留意点5)としています。

人権学習の年間計画に、外国人問題についても適切に位置づけ、多文化共生社会を担う知識と態度を涵養する取り組みが必要です。民族文化の紹介などを通じて、まずはプラスイメージをもたらすための「豊かな出会い」の取り組みが必要です。また、「確かな歴史認識」を培う取り組みも大切です。その際、日本の近現代を事実にして美化することのないように注意することや、諸外国との友好の歴史や人々の誇りある姿を紹介することで外国人に対するマイナスイメージをもたらさないことなどに留意し、外国人児童生徒の自尊感情を高めるだけでなく、すべての児童生徒に多文化共生をすすめる力を育むことが大切です。

また、総合的な学習の時間等において多文化共生をテーマにすることも必要です。「多文化共生をすすめる外国人青年の会」等からの講師派遣や、外国人保護者の思いを聞く取り組みなど、全校児童生徒が身近な問題として、在日外国人の思いと誇りを受けとめ、ともに多文化共生社会を築いていこうとする契機となるような取り組みをすすめましょう。

特に、在日一世のコリアンや、南米移民の子孫といった方々との出会いは、在日外国人や日系人の歩んできた歴史をたどる学びになるとともに、外国人児童生徒のアイデンティティ確立や生きる力にもつながります。



#### ◆教職員・PTAの研修

多文化共生をめざす具体的な教育実践をすすめるために、県教委は「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)児童生徒に関する指導についての教育講演会」を毎年開催しています。また、各郡市の人権教育研究会や県外教等の研修会も多数開催されています。特に県外教は、研究集会や年2回の学習会と日本語指導研修会などを毎年開催しています。こうした研修会に積極的に参加し、教員自身が学び、実践につなげていく営みが欠かせません。また、校・園・所で、教職員の研修や現地研修を実施し、先進的な実践に学ぶ取り組みを継続的に行う必要もあります。

外国人保護者の悩みを保護者全体で受けとめあう取り組みなど、PTA活動においても、多文化共生の研修機会を設けることが必要です。

#### ◆NPOとの連携

具体的な人権保障には、専門的な知見や活動実績を持つNPOとの連携がしばしば必要になります。県内においても、進路保障や生活相談、外国人登録や在留資格に関するトラブルへの相談活動を行っているNPO等が多数あります。主な団体については83ページを参照してください。多文化共生フォーラム奈良「帰国・外国人児童生徒受入支援に関する委託事業」については71ページを参照してください。学校でカバーしきれない課題については、こうした諸団体との連携を模索する必要があります。人権学習や総合的な学習の時間の取り組み等で、こうした団体の協力を求めたり、地域のゲストティーチャーを招いたりすることも有効です。

### ⑤在留資格と法的手続きへの支援

#### ◆外国人登録(在留資格更新)

16歳の外国人登録(在留資格更新)までに、個人面談や家庭訪問を通して、当該生徒が民族的ルーツやそうした法的義務についてどのように考えているのかを、しっかりと受けとめてください。ただし、それまで外国籍であることを親から告げられていない場合もあり、外国籍であることをどのように告げようかと保護者が悩んでいる場合が多々あります。保護者や出身校との十分な連携を図ってください。

2009年7月に改定された入管法・入管特例法・住民基本台帳法が、2012年7月9日から施行されます。新たな在留管理制度によって、在日外国人は法務省の徹底した一元管理のもとにおかれ、文科省を含む各省庁による情報交換がなされることとなります。これまでは、仮にオーバーステイであっても、子どもたちの教育は保障され、教育・保健・福祉の対象とされてきました。新法施行後はオーバーステイは通報対象とされますが、法務省も示しているように、「教育保障」という行政目的が優先されるので、学校が通報することによって子どもたちの教育機会が奪われることがあってはなりません。

また、16歳の外国人登録においては、これまでは市町村役場に1回出向くだけでした。この登録についても、指紋押捺撤廃の運動や、外国人を管理の対象とすることへの怒りがあり、心ない窓口の対応への警戒も含め、教員による登録の付き添いの取り組みがありました。

新法では、外国人は「特別永住者」「中長期在留者」「非正滞在者」の3つに分けられます。「中長期在留者」はまず入管に出向き、後日市町村役場に出向いて、「在留カード」の交付を受けるという負担が課せられます。「特別永住者」は市町村役場で「特別永住者証明書」の交付を受けます。新法では、DV等による別居により家族要件を満たしていないと判定されて「在留カード」が交付されず、退去命令が出されるのではないかという危惧もぬぐいきれません。子どもに不安と苦痛を強いることが心配されます。

保護者の在留資格更新が不許可となるなどで、外国人児童生徒にも国外退去強制命令が出される例が各地で発生しています。奈良県内では、子どもの教育を保障したいという関係自治体や学校からの働きかけで退去強制命令が取り消された例もありました。本人や保護者の在留資格によっては、不安定な状態にある児童生徒も少なくありません。家族も含めた在留資格を確認し、子どもの安定した教育の保障につとめてください。

#### ◆海外修学旅行等

海外への修学旅行等に出かけるためには、パスポートやビザが必要となります。外国籍児童生徒の場合は、さらに再入国許可証を取得しておく必要がありますが、2012年7月の改定入管法施行後は、出国時の「特別永住者証明書」や「在留カード」の提示により「見なし再入国許可」が認められ、この手続きが不要となる場合があります。ただし、適用されない場合もありますので、法令の確認が必要です。

また、在留資格が「特別永住」でない児童生徒は、日本に帰国時の生体情報提供義務免除手続きが必要です。それらの手続きは、多くの場合、日本国内でも可能ですが、国籍と訪問国によっては、複雑な場合も多く、関係書類を取得するのに時間や経費が必要となり、日本語での対応ができない場合もあります。さらに、難民認定申請中や、ダブルの子どもの中には、国籍やパスポートの取得に時間がかかる場合があります。

在籍児童生徒の国籍や在留資格を把握することで、外国人児童生徒が海外修学旅行に参加できないという事態を防ぐことができます。